

各位

2021年3月12日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

## 営業者株式会社グリーンインフラレンディングに対する債権者破産申立のお知らせ

当社は、営業者株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「GIL 社」といいます）に対し、2021年3月8日付で東京地方裁判所に債権者破産申立てを行いましたのでお知らせいたします。

本件は、2019年10月15日付「maneo マーケット株式会社における基本方針についてのお知らせ」および2019年12月25日付「延滞案件の解消方針についてのお知らせ」にて、投資家の皆様に公表した延滞債権の解消方針に則り、延滞営業者 GIL 社に対し法的手続きにより、延滞案件の早期解消を目指すものです。

当該延滞ファンドに投資された投資家の皆様には、長期にわたり多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げますとともに、当該法的手続きにつきまして何卒ご理解の程お願い申し上げます。

なお、本書とは別によくある質問と回答 Q&A をご用意いたしましたので、合わせてご参照くださいようお願いいたします。GIL 社のファンドに投資された投資家の皆様のマイページにもお知らせを掲載いたしますので、マイページもご確認ください。

### 1. 営業者 GIL 社に対する債権者破産申立ての経緯について

当社は、これまでも営業者 GIL 社に対し、①延滞ファンド全 22 案件の進捗状況を確認するための資料開示要請を行うとともに、②GIL 社が株式会社エスクローファイナンス（以下、「EF 社」といいます）から 2018 年 7 月 5 日付けで返済を受けた金 7 億 4512 万 8558 円および 2019 年 4 月 22 日付けで返済を受けた金 2 億 5000 万円について、投資家の皆様への分配・償還の原資であるにもかかわらず、これを匿名組合契約約款 5 条 5 項に定める銀行預金口座に保管することなく、株式会社 JC サービス（以下、「JCS 社」といいます）に不正に送金したことを受けて、投資家の皆様への分配・償還を求めてまいりました。

しかし、GIL 社は、当社との 2016 年 6 月 30 日付け業務提携合意に基づき、当社の提供するシステムを利用しなければ、投資家への分配・償還を実施することができないため、資料の開示要請等にも必要かつ可能な範囲で対応してきたものであるが、2019 年 4 月 24 日の経過をもって、当該業務提携合意に基づく業務は終了したと当社が一方的に主張し、システムの提供（ファンド募集等）をしないうえ、それまでに便宜上 GIL 社が行ってきた開示等につき、当社の①に関する要請に応じる理由がないとして、現在に至るも十分な情報・資料開示に応じていません。

また、②に関する要請については、投資家に対する分配・償還は匿名組合契約の営業者で

ある GIL 社が決定するものであり、当社の要請に応じる理由がないと主張し、これにも応じていません。

さらに、当社が投資家の皆様向けに配信する延滞案件の報告書においても、GIL 社は事前同意なく公表された場合には、やむを得ず刑事告発を含めた法的手続きを講じざるを得ない旨主張しています。

この点、投資家への報告として JCS 社のホームページより「GIL 社ファンド返済について」と題して、案件運用状況を GIL 社が公表していますが、これについても当社は、これまで真偽確認のため、投資家の皆様への資料開示を、その公表の都度、GIL 社に要請してまいりましたが、これにも応じられていません。

このような経緯から、当社は、1 年以上続く新型コロナウイルスの影響を加味したとしても、GIL 社が公開している返済予定の真偽確認がとれないうえ、長期化している延滞案件に係る当社の調査においても、好転は期待できないと推察されることから法的手続きを進めることを判断いたしました。

当社は、当社が保有する GIL 社に対する債権を基に、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いました。

また、当社の申立てとは別に②のファンドに投資をされている一部の投資家の皆様により、別途 GIL 社に対し債権者破産申立てが行われる予定です。

## 2. 保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てについて

当社は、上記申立てと同時に東京地方裁判所に保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てを行い、3 月 10 日、保全管理人が選任されました。

①保全管理命令とは、債務者（ここでは GIL 社をいいます。）から財産の管理処分権を剥奪し、保全管理人に専属させることによって、債務者の財産の散逸を防止することを目的としたもので、裁判所は、破産申立があった場合、法人である債務者の財産の管理および処分が失当であるとき、その他その債務者の財産の確保のためにとくに必要があると認めるときは、利害関係人の申立または職権により、破産申立につき決定がなされるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができます（破産法 91 条 1 項）。

②包括的禁止命令とは、裁判所は破産手続開始の申立てがあった場合において、中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別な事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等および国税滞納処分の禁止を命ずることができます（破産法 25 条）。

## 3. 本件に伴う情報開示について

今後、裁判の進捗の都度、適宜ホームページによるお知らせまたはメール配信等によりご報告をいたします。

以上

(ご質問等につきまして、よくある質問と回答 Q&A もご参照ください)

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : [info@maneo-market.jp](mailto:info@maneo-market.jp)

FAX : 020-4664-4308